

生駒市病院群輪番制病院設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の救急医療の充実を図るため、「救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け医発第692号）」に規定される病院群輪番制病院の設備整備事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、生駒市長の要請を受けた病院の開設者（市町村及び地方独立行政法人を除く。以下「病院の開設者」という。）が行う病院群輪番制病院の設備整備事業とする。

(補助対象経費、補助額及び下限額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める区分及び第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) ただし、(2)により計算された額については、奈良県が生駒市に対して交付する当該補助事業にかかる補助金額の2分の3を上限とする。

(補助金交付の下限額)

第4条 第3条により1カ所又は1品につき算出された額が、別表1の第5欄に定める下限額に満たない場合は、補助金の交付を行わないものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請する場合は、病院群輪番制病院設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、第5条の書類を受理し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、病院の開設者に対し通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、規則に定めるもののほか、次の条件が付されるものとする。

(1) 市長の承認を受けて当該補助に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年以上保管しておかなければならない。

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 規則第7条第1項の規定により補助金の交付を申請した病院の開設者が申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(市長の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) それぞれの事業の対象内での経費の配分の変更

(2) それぞれの事業について、対象経費が基準額を超える場合、基準額を下回らない範囲内での対象経費の変更

(3) その他市長が認めるもの

(変更の承認の申請)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた病院の開設者は、当該決定に係る補助事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、病院群輪番制病院設備整備費補助金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた病院の開設者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から10日を経過した日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、病院群輪番制病院設備整備費補助金実績報告書(第3号様式)を市

長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付決定を受けた病院の開設者が補助金の交付を請求しようとするときは、病院群輪番制病院設備整備費補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付請求書の提出を受けたときは、第6条第1項の規定により確定した額を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の規定により市長が付けた条件に違反したとき
- (2) 第8条の規定に違反したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第21条第3号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書きの規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)別表に掲げる期間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。